



城里町七会町民センターグラウンド利用に関する確認書

【グラウンド利用及び一般開放について】

○町民センターの山側グラウンド（A面）利用申請については、「城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例」及び「城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例施行規則」に基づくものとする。

○水戸ホーリーホックは、町民センター側グラウンド（B面）及び山側グラウンド（A面）利用日程を、前月20日までに、城里町へ提出する。

、ただし、町民センター側グラウンド（B面）は優先利用とするが、山側グラウンド（A面）の申込については、「城里町七会町民センターの設置及び管理に関する条例施行規則」に基づいて利用申請する。

○町内団体等、グラウンドの整備、水戸ホーリーホックの練習のグラウンド利用予約が無い時間帯の山側グラウンド（A面）を一般開放する。

○城里町は、一般開放日を速やかに町ホームページ等により告知する。

○一般開放とした時間帯に町内団体等からの利用申請があれば、一般開放を中止し、申請団体に貸出す。

○グラウンドの整備状況により、一般開放を中止する場合もある。

○グラウンドの整備状況、水戸ホーリーホックの練習の中止、町内団体等の利用申請の取消等があり、グラウンド利用が無い場合は、一般開放をする。

上記のとおり甲乙共に、城里町七会町民センターグラウンド利用について確認する。

平成30年9月27日

甲 東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
城里町長

上遠野 修

乙 水戸市笠原町136番地1

株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック
代表取締役

酒田 邦郎